

# 同好会メンバー大募集！



## ゴルフ



【開催日】年1～2回程度

ゴルフ同好会では会員交流を目的に、年1～2回、親睦ゴルフ会を行う予定です。ゴルフが大好きな方、ゴルフで交流を深めたい方、会員登録お待ちしております！

公益社団法人 麹町法人会では、会員交流の場として「ゴルフ同好会」「ジョギング・ウォーキング同好会」「健康麻雀同好会」の3つの同好会があります。

同じ趣味、やりたいこと、好きなことを通じて、会員相互の親睦をより一層深めていただく機会として是非ご活用ください。

皆様のご参加、お待ちしております。

入会希望の方は、下記の入会申込書にご記入の上、事務局宛にメール ([info@koujimachi.or.jp](mailto:info@koujimachi.or.jp)) にてお申込みください。

## ジョギング・ウォーキング



【開催日】年4回～

ジョギング（皇居一周）同好会では、ジョギングやウォーキングで、運動不足を解消し健康を増進することや、皇居周辺の四季折々の景色にカフェを堪能したりと、ジョギング・ウォーキングを通じて、会員交流を深めたい方、是非ご参加ください。

入会  
申込

### 入会申込書

	(いずれかに○をお願いします。複数入会も可) ゴルフ ジョギング・ウォーキング 健康麻雀
入会 申込日	
氏名	
法人名	
〒	
ご住所	
TEL	
FAX	
携 帯 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	
生 年 月 日	

## 健康麻雀



【開催日】年4回程度  
※開催概要は準備中

「賭けない、飲まない、吸わない」健康麻雀は、手先を動かし脳トレを兼ねた、すべての世代をつなぐコミュニケーションツールです。これから始めたい方や初心者も歓迎します。

※各同好会には規約がありますので、確認後お申込みください。

※新規に同好会の発足を希望される場合は、下記事務局までご連絡ください。

## 公益社団法人 麹町法人会 事務局

お申込み・お問い合わせ

TEL : 03-3261-2282 FAX : 03-3261-9428

URL : <http://www.koujimachi.or.jp/> mail : [info@koujimachi.or.jp](mailto:info@koujimachi.or.jp)

## 公益社団法人麴町法人会 ゴルフ同好会 規約

- 第1条 (目的)  
本会は、ゴルフを通じて会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。
- 第2条 (名称)  
麴町法人会ゴルフ同好会
- 第3条 (会員資格)  
本会の会員は、麴町法人会会員もしくは社員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)  
本会には、会長1名・運営委員2～4名。
- 第5条 (役員任期)  
役員任期は1年とし、留任は妨げない
- 第6条 (入会承認)  
第3条の会員資格を有する者で、当会に入会を希望する者は、役員会で承認を得るものとする。
- 第7条 (退会)  
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。  
1. 第3条の会員資格を失った者  
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第8条 (参加費)  
ゴルフ会参加者は、ゴルフ会開催毎に参加費を負担するものとする。  
参加費は、商品代・パーティー代等に充当するものとする。
- 第9条 (プレー代及びキャンセル料について)  
プレー代(飲食を含む)及び参加申込み後のキャンセルによって発生した費用等は各自の負担とする。
- 第10条 (開催期日及び年度)  
本会は、毎年1～2回の開催を原則とする。
- 第11条 (その他)  
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則  
本規約は、2022年4月1日以降の開催コンペから適用するものとする。

## 公益社団法人麴町法人会 ジョギング・ウォーキング同好会 規約

- 第1条 (目的)  
本会は、ジョギング・ウォーキングを通じて会員相互の親睦を深め、麴町法人会の活性化を図る事を目的とする。
- 第2条 (名称)  
本会は、麴町法人会ジョギング・ウォーキング同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)  
本会の会員は、麴町法人会会員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)  
本会には次の役員を置き、役員会を構成する。  
会長1名、副会長1名、幹事2名、会計1名、顧問1名
- 第5条 (役員任期)  
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)  
本会の事務局は、同好会会長法人に置く。
- 第7条 (入会)  
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)  
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。  
1. 第3条の会員資格を失った者  
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)  
本会の会費は無料とする。
- 第10条 (例会)  
本会は年間3回の例会を行う。
- 第11条 (その他)  
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則  
本規約は、令和4年3月24日制定、令和4年4月1日より施行する。

## 公益社団法人麴町法人会 健康麻雀同好会 規約

- 第1条 (目的)  
本会は、健康麻雀を通じて会員相互の親睦を深め、麴町法人会の活性化を計る事を目的とする。
- 第2条 (名称)  
本会は、麴町法人会健康麻雀同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)  
本会の会員は、麴町法人会会員もしくは社員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)  
本会には次の役員を置き、役員会を構成する。  
会長1名、会計1名  
2 本会には顧問を置くことができる。
- 第5条 (役員任期)  
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)  
本会の事務局は、同好会会長法人に置く。
- 第7条 (入会)  
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)  
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。  
1. 第3条の会員資格を失った者  
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)  
本会の会費は無料とする。
- 第10条 (例会)  
本会は年間4回の例会を行う。
- 第11条 (その他)  
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則  
本規約は、令和4年3月24日制定、令和4年4月1日より施行する。